

議員提出第6号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

1 提案理由

行政手続における押印等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

2 規則の概要

請願書について、請願者及び紹介議員の署名及び押印を不要とし、記名によることとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。